

近代中国における経済制度の再検討—— 重慶における手形交換を中心に¹⁾

林 幸 司

中国西南内陸部に位置する四川地方では、古くより商業都市重慶を中心とする交易が盛んにおこなわれ、これに付随して銭荘などの伝統的金融機関や、特産物の移出入に従事した字号・商号などが、為替や手形の取引や通貨兌換をおこなっていた。1920年代以降、西洋の制度を取り入れた銀行が相次いで設立され、重慶では「銀行業界」が形成されていくこととなる。

銀行設立ブームが起こった頃の重慶では、二つの点で大きな転換点を迎えようとしていた。まず政治的には、地方軍事政権による地域的支配が、新たに中央政府としての位置を確立しつつあった南京国民政府の一地方として組み入れられる時期にあった。また経済的には、地域的かつ重層的な通貨流通制度が、国家的通貨体制へと統合されつつあった。

このように、「中央」と「地方」の関係が大きく変化しつつあった重慶にあって、それまで築かれていた独自の地域的経済関係は、どのように変動したのであろうか。これまでの研究では、国民政府による抗日体制構築との関連から、国民政府の影響下にあった軍閥政府の政治経済的近代化について論じる見方が主流であった²⁾。筆者がこれまで取り組んできた重慶における銀行業の設立とその近代化過程についての分析も、そのような問

-
- 1) 本稿は、平成29年度成城大学特別研究助成及び科学研究費助成（基盤研究(C)、課題番号17K03857）による研究成果の一部である。
 - 2) 周勇主編『重慶通史 第一巻 古代史、第二巻 近代史(上)』重慶出版社、2003年。張瑾『権力、衝突と変革：1926-1937年 重慶城市現代化研究』重慶出版社、2003年。

題意識の一翼を成すものであったと言える³⁾。一方で、重慶における近代化を論じるためには、従前から存在していた経済制度についても具体的に検討する必要があるが、これまでの研究では、資料的制約などからほとんど取り上げられてこなかった。そこで本稿では、『四川経済月刊』『四川月報』『四川経済参考資料』などの既刊資料や、台湾中央研究院近代史研究所蔵のアーカイブ資料などをもとに、清末期から1930年代にかけて重慶に存在した手形交換の仕組みに着目しながら、こうした問題について再検討していくこととしたい。

第一節 重慶の商人社会と産業取引構造

(1) 重慶における都市運営と商人社会

四川地方では、有史以来六度の移民ブームが起きたといわれる⁴⁾が、近代以降の四川地方住民は、四度目および五度目のブームで移民してきた湖広移民(湖北・湖南方面からの移民)が主体となっているとされる。これを受けて、四川地方では清末期から民国初期にかけて、「会館」などの同郷団体が設立されていった。

重慶では、移民の出身地に従って、江西会館・福建会館・陝西会館・山西会館・湖広会館・広東会館・浙江会館・江南会館が設けられ、これらは「八省会館」と呼ばれた。各会館は、会員の多寡によって宴会や会合を頻繁に開いていた⁵⁾。また、各会館にはそれぞれ地方官との公務に当たる

3) 林幸司『近代中国と銀行の誕生——金融恐慌、日中戦争、そして社会主義へ』御茶の水書房、2009年。

4) 李洪康主編『中国移民史 四川分冊』(北京:中国財政経済出版社、1988年)によれば、それは以下の通りである。①春秋战国時代、秦が蜀・巴国を滅ぼした際②西晋末年(4世紀)③北宋初め(10世紀)④元末明初(1361年~1387年)⑤清代前期(17世紀中葉~18世紀中葉)⑥抗日戦争前期(1937年~1940年頃)。孫曉芬は、これらの移民ブームの内容について、①~③を陝西・甘肅方面からの北方移民、④~⑤を湖広地域からの南方移民であると指摘している。孫曉芬編著『明清的江西湖広人与四川』(成都:四川大学出版社、2005年)7~8頁。

5) 最も多く会合を開いていたのは、一年に300回行っていた江西会館であった

「首事」がおり、税金・保甲・消防・団練・債務整理・貧民救済・孤児院や養老院の運営・慈善事業などの事業運営に際しては、上記の八省会館の首事が集まった「八省首事」がこれに参加することとなっていた⁶⁾。初めは商人や移民の便宜を図る役割を担っていた会館が、都市の様々な機能を動かす自治機関としての役割を担うようになっていったのである。その結果、重慶では政治・軍事を担う役人（あるいは地方軍事勢力）と、地方自治を担う商人社会という二重構造が形成されていた。後述する「幫」の組織を媒介とした商業取引構造は、同郷出身者間の人脈関係を強める作用を持つ会館の組織と重なる面が多い。またこうした構造は、重慶における伝統的社会事業を支える側面を持っていたと考えられる。

20世紀前後、中国ではこれら同郷・同業団体とともに、商会など法的な手続きを経て設立される「社団」組織が形成されていく⁷⁾。重慶では、1904年、八省首事を「会董」とし、重慶最大の票号「天順祥」の経営者李耀庭を総理とする、「重慶総商会」が設立された。会董には、綿布幫・山貨幫・絹織物幫などの大商人が選定され、各幫間で起こる争いの仲裁や、政府との折衝に当たった⁸⁾。こうして、会館などの同郷団体は、重慶の商業界を代表する公的な団体「重慶総商会」へと統合されていった。後に清朝の瓦解により票号が衰退すると、これに替わって綿布商などの大商人や、銭荘などの金融業者が総商会の会董となっていく。

他方、重慶において金融業者が増加し、塩・絹・綿布などとともに「四大行幫」と呼ばれる勢力へと成長するに従い、清末光緒年間に、銭荘の同業者組織である「銭幫公所」が設立された。そして1926年、これは銭業

という。他に、特定の祝い事に際しては、全体で演劇や宴会が催された。周勇・劉景修訳編『近代重慶経済与社会発展 1876-1949』（成都：四川大学出版社、1987年）、72頁。

6) 前掲周勇・劉景修訳編『近代重慶経済与社会発展 1876-1949』71～72頁。

7) 特に上海における社団の設立が顕著であった。小浜正子『近代上海の公共性と国家』研文出版、2000年。

8) 前掲周勇主編『重慶通史 第一卷古代史 第二卷近代史（上）』571～574頁。

公会へと改組されることとなる⁹⁾。以後、重慶における経済活動や社会事業などは、四五行幫を始めとする大商人が、政治権力とは一線を画した影響力を持っていくこととなるのである。

第二節 重慶の産業取引構造と通貨

(1) 産業取引構造の具体例——「山貨」の取引と「幫」

このように重慶の商人が影響力を持つに至ったのは、長江とその支流嘉陵江の交差点に位置する重慶が、四川地方における商業および金融の中心地として栄えてきたからであった。

古来「天府之国」といわれるほど物産が豊富であった四川地方では、穀物や塩・アヘンなどのほかに、豚毛・桐油・生糸・漢方薬種・牛革・羊皮など、「山貨」と呼ばれる一次産品が多く生産されていた。これら山貨を扱う業者は、その性質によって三つに分かれる¹⁰⁾。

まず、①山貨の輸出貿易に従事する「字号」である。これには、桐油の販売を行う桐油字号、羊毛や鴨毛・生漆を扱う雑貨字号、豚毛や羊皮を扱う猪鬃字号などがある。

つぎに、②字号などに山貨の買い付けを仲介する業務に従事する、「堆棧」・「中路」・「經紀人」である。このうち堆棧は、山貨商による山貨の購買を仲介する業者で、最も規模が大きい。中路は、字号に替わって山貨の買い付けおよび売却を行う業者で、雑貨を扱う雑貨中路と豚毛・羊皮を扱う猪毛中路がある。經紀人はこれらの業務を個人で行うものである。

さらに、③産品の加工に従事する「洗房」・「梳房」などの業者である¹¹⁾。洗房は黒毛を洗淨して製品とし、字号に転売する業者である。梳房は白毛

9) 劉聞非、蔡鶴年、盧瀾康、陳德恕「重慶錢幫公所の由来」中国民主建国会重慶市委員会、重慶市工商業聯合会合編『重慶工商史料選輯』第五輯、1964年6月、115頁。

10) 張肖梅『四川經濟參考資料』(上海：中国国民經濟研究所、1938年) T 29頁。

11) 前掲張肖梅『四川經濟參考資料』 T 29頁。

の調整を行ったのち字号へ転売するもので、人髪を扱うものは人髪梳房といった。

これらの組織は、株主が無限責任を負う「合股」¹²⁾か、経営者が単独で行う形態を取っており、出資者である股東と経営を担う經理が同一であることも多かった¹³⁾。①の字号および②の堆棧・中路・經紀人等は、多数の商品を扱うため規模が比較的大きく、資本額は5,000～10,000元程度が主流であった。一方③の洗房・梳房等は、品目毎に業者が分かれているため零細なものが多く、資本額は500～4,000元程度が多数を占めていた¹⁴⁾。これらの業者のうち、商品買い付けのために多額の資金を必要とする字号および堆棧・中路・經紀人が、錢莊などによる商業金融を利用する主要な顧客であった。山貨は洗房・梳房や堆棧・中路・經紀人等複数の業者を経て、いったん重慶に集められた後、字号によって上海など長江下流域の大都市へ輸出されてゆくこととなる。そして下流大都市からは、工業製品や舶来品など、「上貨」と呼ばれる商品が重慶へ輸入され、各地へ送られていった。なかでも主要な商品は、上海および漢口から輸入される綿布であった。綿布の輸入は、①商品を上海および漢口から直接仕入れて重慶へ運ぶ字号と、②仲買人的性質を持つ「商舖」、③小売り業者である「綿紗舖」、④水上輸送業者である「水客」などが、それぞれ受けもっていた¹⁵⁾。

ところで上述の山貨商及び上貨商は、業者の出身地別にそれぞれ異なる「幫」に属していた。この「幫」組織は、四川における秘密結社組織である哥老会と密接な関わりを持っていた。哥老会は、清代の四川地方において窃盗や賭博などの行為を行っていた「囑嚕」と呼ばれる集団が、天地会

12) 一般に合股企業の株主は、当該企業において経営に参画し利益分配を受ける権利を有するかわりに、債務に対する無限責任を負い、その出資額に応じて当該企業の債務を返済する責任を有する。根岸信『商事に関する調査報告書——合股の研究——』東亜研究所、1943年、158～165頁。

13) 前掲張肖梅『四川經濟參考資料』T 30頁。

14) 前掲張肖梅『四川經濟參考資料』T 38～40頁。

15) 前掲張肖梅『四川經濟參考資料』S 4～6頁。

や白蓮教などの秘密結社の組織の特徴を吸収して、清末期に形成されたものであるとされる¹⁶⁾。1852年、太平天国討伐に当たって曾国藩が湖南省において組織した湘軍が、多くの四川人を兵として雇ったが、この中に多数の哥老会員が含まれていたため、哥老会の組織は四川・湖南など長江流域へ急速に発展していった¹⁷⁾。西川正夫の研究によれば、四川における哥老会は、仁・義・礼・智・信の号(門)に分かれ、各地の機関部は「碼頭」と呼ばれた。その会員は「袍哥」と称され、大爺(大哥)・二爺(二哥)・三爺(三哥)・五爺(五哥)・六爺(六哥)・七爺(七哥)・八爺(八哥)・九爺(九哥)・么大(么哥)の席次に分けて組織され、各碼頭の最高責任者は、「竜頭大爺」或いは「舵把子」と呼ばれる。各碼頭間には、情報の急速な伝達や他の碼頭に属する会員の保護について、密接な相互関係があるが、機構としては、各碼頭が一応それぞれ独立の組織をなしており、哥老会全体としては、一種の分権的な連合体をなしていたとされる¹⁸⁾。哥老会は、とりわけ物流および商業交易の安全性と密接な関係をもっており、商業に従事する者の多くがこれに加入していた。哥老会の組織は、それ自体が表に現れることは極めて稀であるが、業種ごとに形成される「幫」は、それが表社会の記録に表れたものであるとも言えよう。各幫は、それぞれ得意とする品目を開発・売買し、それを自らの関係の深い土地へ持ち込んで転売するという活動を行っていた。

(2) 重慶の通貨流通制度

(a) 銀両と銀錠

以上のような商業取引構造に連動して、重慶では複雑な通貨流通制度が

16) 周育民、邵雍『中国幫会史』上海出版社、1993年、223頁。

17) 前掲周育民、邵雍『中国幫会史』240～243頁。

18) 西川正夫「辛亥革命と民衆運動——四川保路運動と哥老会——」野澤豊・田中正俊『講座中国近現代史 第三巻 辛亥革命』東京大学出版会、1978年、166～167頁。

存在した。前近代中国における貨幣制度は、「銀両」と「銅錢」という二つの秤量本位貨幣が同時に流通する、いわゆる銀銅複本位制がとられていた¹⁹⁾。ここでいう「銀両」は、二つの含意を含んでいる。まず、秤量貨幣用銀地金そのものを指す場合である。重量や品位がまちまちのそれらは、銀の塊を意味する「銀錠」とも呼ばれた。つぎに、重さの単位である「両」を基準とする貨幣単位を指す場合である。上海などでは、地域や用途によって多くの銀通貨が流通していたことから、これらを改鑄することなく決済するための記帳単位としての「銀両」が、貨幣用銀地金としての「銀錠」とは別に用いられていた。これらは銀地金とは直接の関連がないことから、「虚銀両」とも呼ばれた²⁰⁾。

清末期から民国初期にかけての重慶では、前者の銀錠を主体とする秤量貨幣による交易が主流であった。重慶において流通していた銀錠には大きく分けて以下の五つの種類があった²¹⁾。

①大宝

主として四川省以外から持ち込まれるもので、いわゆる馬蹄銀と呼ばれるものである。重さは50両前後。

②大錠

楕円形で重さは10両程度、その品位は980~990とされる。

③中錠

形は大錠と同様で重量は4~5両程度。重慶以外で鑄造の上持ち込まれることが多かったとされる。

④小珠

小粒状の銀塊で、重さは0.3~1両程度である。品位の低い銀などによってこれを鑄造したとされる。

19) 黒田明伸『貨幣システムの世界史 増補新版——<非対称性>をよむ』岩波書店、2014年。

20) 張家驥『中華幣制史』民国大学、1925年。

21) 宮下忠雄『近代中国銀両制度の研究』有明書房、1990年、286頁。

⑤片子

各種銀錠や銀塊の切断片などを指す。大きいものは4~5両(大片子)、小さいものは1~2分(小片子)と、大きさや重量は一定でない。重慶では、銀錠100両を「一包」として使用する慣習があったが、上述の各種銀錠をちょうど100両とするために用いられた。

外地からもたらされる銀錠は、基本的に重慶において「銀炉」と呼ばれる業者が改鑄の上流通させることとなっていた²²⁾。この改鑄及び異なる銀錠間の取引の際の基準とされるのは、秤量に用いる「平」と、品位を表す「成色」である。

まず、重慶における通貨取引の基準とされたのは、重慶で通用する平を意味する「渝平(渝銭平)」であった。これは、海関(日本の税関に当たる)において用いられる関平100両に対して107.29両に²³⁾、また、成都の平(成都九七平)に対しては99.8両に²⁴⁾設定されていた。

他方、重慶において通用する成色は「票色」と称される。これは、為替を兌換する際に用いる中国標準の純銀(紋銀、庫平銀)の意である。重慶では、この票色を基準として、業種ごとにそれぞれ用いる成色が定められていた²⁵⁾。この票色は、清末から民国初期に至ると、新票・老票・套槽の三種類に区分され、それぞれの成色間にはプレミアムが加えられるようになったという²⁶⁾。これら成色については、銀炉がこの品位を保証し、また自らが鑄造していない銀錠についても鑑定作業をおこなった。その後重慶の開港とともに、重慶に銀の鑑定などをおこなう公的機関である公估局が設立され、成色九七以下の銀錠についての鑑定が行われたとされる。

22) 黎父「重慶金融市場考略」『銀行週報』1926年3月、19~20頁。

23) 前掲宮下忠雄『近代中国銀兩制度の研究』287頁。

24) 「重慶之通用貨幣及其匯兌計算法」『銀行週報』1918年6月18日、17頁。

25) 綿布幣は票色100に対して942、生糸幣は965、青麻幣は96、火麻幣は98の成色を設定していたという。前掲宮下忠雄『近代中国銀兩制度の研究』289頁。

26) 前掲宮下忠雄『近代中国銀兩制度の研究』289頁。

民国初期になると、重慶でも成都九七平が通用するようになったため、重慶では九七平新票銀および九七平老票銀の二種類の銀錠使用が主流となり、これ以外の銀錠は受け取りを拒絶されるかプレミアムを要求されるようになった。

(b) 銀元

中国では19世紀中頃から、メキシコドルなどの銀貨がイギリス東インド会社などによって持ち込まれ、沿海部を中心に流通するようになった。これらは丸い銀を意味する「銀元」と称される。重慶の開港以降、重慶でも銀元が商取引や納税の用途に流通するようになった。メキシコドルなどと同様の「大洋」と称される銀元には、袁世凱の肖像をかたどった袁頭大洋や、1911年・1914年に成都で鑄造された漢板大洋など16もの種類があり、この他にも、6種類の「半元」や、4種類の「角洋」などが、それぞれ異なる機関によって鑄造されていた²⁷⁾。ただし、当時四川で流通していた銀元は、発行地や年代によってその重さや品位が異なるため、四川省内であっても流通の範囲及び通用の仕方は様々であった。しかし同時に、銀元は秤量の手間が省けることから、徐々に銀錠にとってかわることとなる。

(c) 制銭と銅元

清朝末期に重慶で流通していたもう一つの本位貨幣は、制銭（銅銭）である。これは通常、中央政府が発行する銅銭を指し、1枚単位では「文」、1,000枚ひとくりにした際の単位は「吊」とされた。制銭は1吊1,000文、6斤4両であることが原則であるが、重慶では私鑄された制銭（毛銭）も多く流通しており、これらは1吊6斤に満たなかったという²⁸⁾。このような質の悪い制銭が混入していることを受けて、清末の重慶では、99文

27) 「四川幣制概観」『四川経済月刊』第3巻第1期、1935年1月、134～137頁。

28) 前掲「重慶錢幣公所的由来」116頁。

を100文と換算し、1,000文を満たす場合はさらに6文を控除し、984文を1吊とする「九九六控底」が一般的であったという²⁹⁾。

民国期になると、政府が制銭に代わって銅元(銅貨)を発行するようになった。これには、四川中部・北部・西部を中心に流通する当二百銅元(額面200文)と、南部・東部を中心に流通する当一百銅元(額面100文)及び当五十(額面50文)銅元などがあった³⁰⁾。

以上のように、重慶では、主として高額取引に用いられる銀通貨と少額取引に用いられる銅通貨が、様々な形態で流通していた。特産品の買い付けなどで、銀通貨と銅通貨を交換する需要が生じるごとに、これらを両替する必要がある。清末の重慶では市場に「銭市」と称される両替市場がたつようになり、ここにおいて銭攤・換銭舗などの金融業者が盛んに両替取引を行うようになった³¹⁾。そして民国期にいたると、これらが「銭荘」へと名前を変えていくこととなるのである。

(3) 銭荘とその機能

重慶における銭荘の起源は、山西商人の活動に由来すると言われる。清代乾隆年間から嘉慶年間にかけて、山西省平遥の商人雷履泰が天津に開設した日昇昌染料店が、染料の材料としていた緑青化合物は、四川省の特産であった。当時四川-天津間には為替制度が未確立で、買い付けには銀を直送する必要があり、不便であった。そのため日昇昌は、他の商号の代金回収を代行し、その資金で緑青を購入することで、現銀の輸送を行わないようにした。後に北京や天津などの商号が重慶の分店の地代や買付代金回収を日昇昌に委託するようになり、ここに銭荘による内国為替の原型が出来上がったとされる³²⁾。

29) 前掲「重慶銭幫公所的由来」117頁。

30) 「四川幣制概観」『四川経済月刊』第3巻第1期、1935年1月、134～137頁。

31) 前掲「重慶銭幫公所的由来」118頁。

32) 重慶中国銀行『重慶経済概況(民国十一-二〇年)』出版年不詳、23頁。

近代中国における経済制度の再検討——重慶における手形交換を中心に

銭荘が従事していた業務は主に以下のようである³³⁾。

(1) 預金

銭荘の預金には、(a) 長期存款、(b) 便期存款、(c) 比期存款、(d) 往来存款の四種がある。

(a) 長期存款

長期存款の期限はおおむね3ヶ月(6比期³⁴⁾)であり、預金を継続する場合は預金証券(存票)を更新して利息が支払われる。利息は市場の利率などで決まるが、おおむね1.5%から2%程度であった。

(b) 便期存款

これは無期限で、いずれの比期でも受け取ることができる。利息は長期存款と同様である。

(c) 比期存款

これは比期ごとに預け入れおよび支払いを設定し、継続の際は預金者が領収証を更新する預金である。利息は同業の比期利率を基準として決定される。

(d) 往来存款

無利息の当座預金であり、支払いを銭荘に代行させる商号などによるものである。

以上のように、銭荘の預金業務は銀行のそれと比べてさらに商業金融の需要に特化した、比較的短期かつ融通の利く資金受け入れを想定したものであったと言えるであろう。またこれには、銭荘のほとんどが合股により構成され、数年ごとに一度「精算」する慣習があったことも影響しているであろう。

(2) 貸付

33) 前掲重慶中国銀行『重慶経済概況(民国十一—二〇年)』25—30頁。

34) 重慶では、毎月を15日と月末で区切り、それを「比期」と呼んでいた。

(a) 長期貸付

期限は3ヶ月で、貸付を継続する場合は証書を更新する。利率は比期利率と取引上の信用に基づいて決定する。このような貸付は貨物幫の利用が多く、同業間では少ない。上海錢莊の「長期信用放款」に類似する。

(b) 比期放款

一比期を期限とし、割引のある場合は貸付証なしで、割引のない場合は短期受取証を貸付証とする。貸付を継続する場合は証書を更新する。同業間の利率は市場利率を基準とし、重慶幫以外の錢莊や商号に対する利率は市場の銀価格の状況や取引信用の状況によって決定する。錢莊の貸付もまた、預金と同様に比較的短期の融資が多く、商業金融がその主要な対象であった。また、そのほとんどが担保物件を設定せず人的信用によっておこなわれることも、大きな特徴である。

(3) 為替取組と手形発行

錢莊の為替取引は国内に限られるが、為替の送付先に分店などがない場合は、現地の錢莊や銀行に委託する。錢莊は上記業務のなかで、各種の票拋(手形)を発行する。これが商業金融に特化した営業をおこなう錢莊の最も特徴的な業務であるといえるであろう。

(a) 莊票

錢莊が錢業公会から振り出す権利を有する支払手形であり、最長10日を支払期限とする。振出の上限は設定されていない。莊票が渡された後は、現金として使用する。錢莊は莊票に対して優先償還の責任を負う。

(b) 画条

同業間の相互決済通知証であり、外部での通用はできない。重慶の錢莊は画条制度を一種の記帳貨幣として用いており、その点で上海錢

近代中国における経済制度の再検討——重慶における手形交換を中心に

荘の虚銀両制度にも似ている。これが重慶における金融取引の特徴となることは、後述の通りである。

(c) 交条

商号が錢荘から資金を引き出す際、交条を証書として現金を受け取る。また錢業公会の決済印を押した上で、荘票と同様に行使することもできる。

(d) 二連票

二枚が対になっている手形であり、一つを顧客が、一つを錢荘が持つ。錢業公会の決済印を押した上で、荘票と同様に用いられる場合もある。

(e) 匯票

二枚が対になっており、一枚を重慶の商号が持ち、一枚を錢荘の顧客か代理人に渡す手形。手形の表には銀の種類や額、支払日や支払い地点などが記される。錢荘の顧客か代理人が支払いの責を負う。支払いが終了した匯票には、「某荘款収，別人拾得作為廢紙」との印を押す。

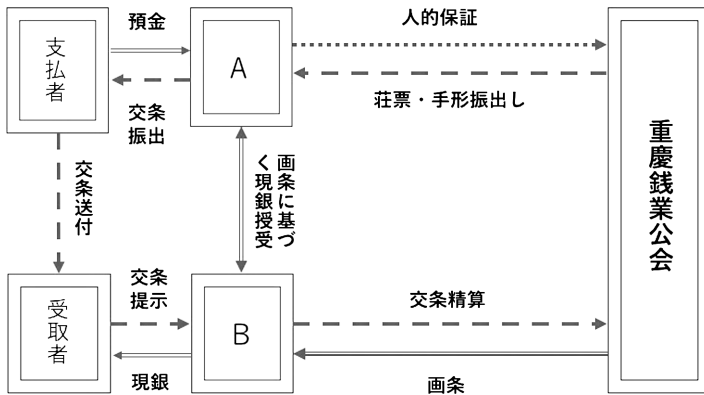
(4) 錢荘の手形相互決済と「匯画」

以上のように、錢荘はそれぞれ往来機関との間での支払いの需要にしたがって、各種手形を発行していた。一方で、これらを相互に決済する仕組みが、前述の錢荘の同業者組織である錢業公会によって形成されていた。

これは、「匯画」と称される、錢業公会に加盟する錢荘間での手形決済である。この機能を図示したものが【図1】である。

例えば錢荘 A の顧客が振り出した支払手形（交条）を錢荘 B との間で精算する場合、まず錢荘 A は、錢業公会の裏付けを得た荘票により資金を調達する。支払者は預金を引き当てにして交条を振出し、現銀のかわりに受取者に送付する。受取者は交条を錢荘 B に提示し、現銀を得る。一

【図1】 匯画取引の概念



出所：重慶中国銀行『重慶經濟概況（民国十一～二〇年）』30～31頁をもとに筆者作成。

方錢莊 B は、錢業公会に交条の精算を依頼する。錢業公会は、A 錢莊の莊票残高などを調整した上で、画条を錢莊 B に送付する。錢莊 A と錢莊 B は、画条に基づいて現銀授受をおこなう。こうして、交条が錢莊 A と錢莊 B の間で精算されることとなるのである。

以上のように、重慶における錢莊は、当時盛んにおこなわれていた信用取引に用いられた各種手形を相互に決済するため、錢業公会を中心とする集中決済機構を作り出していた。この機構は、手形振出に上限や保証が設定されていないなど、問題をはらむものではあったが、重慶で錢莊間の手形決済システムがすでに構築されていたことは、特筆に値するであろう。

第三節 重慶における金融調節機能の近代化

(1) 四川における政治状況の変動

すでに述べたように、重慶において錢莊が発展するに伴い、錢莊の同業者組織である錢業公会は、相互に手形交換をおこなう集中決済機構を作り出していた。これがその後どのように変化したのかについて論じる前提として、ここで辛亥革命以降の四川地域における政治状況を整理しておく。

辛亥革命以降の四川地方では、四川省政府が成立し、諮議局や参事会などの議会機構が設置されていた。しかし実際には、省政府が各地の軍事勢力の版図を「防区」として追認し、この防区を事実上の行政区分とする状態が常態化していた。この防区の範囲は、各軍閥間での抗争の帰趨に従って変化した。各地の軍閥は自らの勢力拡大のため、それぞれ独自の税制を設けて軍隊を養うとともに、同郷出身者や士官学校同窓生の人脈による利権集団を形成していった。中でも四川陸軍速成学堂出身の劉湘を中心とする「速成派」と、保定陸軍軍官学校出身の劉文輝を中心とする「保定派」は、こうした集団の中核をなす存在であった。

四川における金融の中心であった重慶は、各軍閥が勢力を拡大していく上で格好の争奪対象となった。辛亥革命より、重慶には江防軍が駐屯していたが、後に頼心輝がその防区に加えた。また頼心輝が貴州軍に敗退した際には、一時貴州軍の制圧下におかれた。その後万県を地盤とし、呉佩孚と連合した楊森が進駐した。1926年6月、貴州軍を四川より駆逐し、楊森から重慶を奪回した劉湘は、四川善後督辦兼川康辺務督辦として重慶入りした。国民革命軍の北伐が開始されると、1926年8月、劉湘らはこれに呼応し、それまで関係の深かった湖北地方の軍閥呉佩孚を見限り、国民政府の側につくことを宣言した。四川各地に地盤を築いていた軍閥はそれぞれ国民革命軍の一方面軍に改編され³⁵⁾、南京国民政府から各防区における駐屯を追認されることとなった。これを受けて1928年11月、各軍政府首脳による四川省政府が成立した。主席には、第24軍を率い、最大の勢力を持つ劉文輝が就き、第21軍を率いる劉湘は、川康裁編軍隊委員会委員長に就任した。また1931年2月、四川省政府は改組され、劉文輝が主席に、劉湘が四川善後督辦についた。こうして、劉文輝が省政の、劉湘が

35) 四川方面の国民革命軍(川軍)は以下の通り。第20軍—楊森、第21軍—劉湘、第22軍—頼心輝、第23軍—劉存厚、第24軍—劉文輝、第28軍—鄧錫侯、第29軍—田頌堯。

軍事の中心となる体制が成立することになる³⁶⁾。

1930年代にいたると二大勢力が出現した。重慶を地盤とし、軍事力を掌握した劉湘の支配領域は川東・鄂西の48県に及び、長江交易路を支配下においた。一方で、叙府・雅安などを地盤とする劉文輝は、川南・川中・川西・西康81県を支配下におき、大塩井がある自流井から上がる塩税の全てを手中にしていた³⁷⁾。南京国民政府中央の意に従わない姿勢を示した劉文輝に対して、国民政府中央は劉湘支持を打ち出してゆく³⁸⁾。両者の争いは、1932年から1933年にかけて行われた「安川之役」(俗に「二劉大戦」ともいう)勃発へとつながっていった。

「安川之役」は、対共産党戦へのてこ入れをはかる南京国民政府中央が、劉湘を四川剿匪総司令に任命し、四川の軍権全てを劉湘に委ねたことで急展開し、劉文輝を西康の雅安まで敗退させた。こうして「安川之役」は劉湘の勝利に帰した。1934年11月中旬、劉湘は重慶から南京へ赴き、蒋介石と三度会談する³⁹⁾。そして劉湘は重慶へ戻った後、新たな四川省政府を組織し、自ら主席の座に就いたのである。

(2) 劉湘政府の債券発行

こうして、南京国民政府を後ろ盾として四川省政府の実権を掌握した劉湘は、様々な経済政策を立案し、これを実施していく⁴⁰⁾。これにともない、重慶ではインフラ関連を中心とする都市化が進み、多くの新興企業が出現した。

36) 周開慶『四川与対日抗戦』台北新店：四川文献出版社，1971年，6頁。

37) 前掲周勇主編『重慶通史 第三卷 近代史(下)』811頁。

38) 前掲周開慶『四川与対日抗戦』5頁。

39) 周開慶編著『民国川事紀要(中華民国紀元前一年至二十五年)』台北新店：四川文献出版社，1975年，554頁。

40) 新たな経済政策の立案にあたっては、国内外の大学を卒業したエリートが多く採用された。その中には、北京大学や、上海聖約翰大学(St. John's University, Shanghai), University of Pennsylvania, 早稲田大学などの出身者が含まれる。これについては、別の機会に論じることとしたい。

近代中国における経済制度の再検討——重慶における手形交換を中心に

【表1】 21軍政府および四川省政府における発行債券一覧

発行期日	名称	発行総額 (銀元)	債券発行の目的	債権返済の担保	利率 (月, %)
1932年4月1日	一期整理重慶金融庫券	2,000,000	重慶金融の整理	重慶・万県税の収入および禁煙密輸罰金の収入から月に27万円を調達	1.2
1932年6月1日	一期塩税庫券	1,500,000	軍需費用不足の埋め合わせ	塩税の正額部分から月17万5千円を調達	1.2
1932年7月20日	一期整理川東金融公債	5,000,000	川東金融の整理	川東税捐総局の重慶地方付加税収入から月7万円を調達	0.4
1932年11月20日	二期整理川東金融公債	1,200,000	21軍旧債券の利息整理	重慶地方付加税収入から月1万6,800円を調達	0.4
1932年12月1日	二期整理重慶金融庫券	3,000,000	重慶金融の整理	重慶万県税捐局の収入から月30万円を調達	1.2
1932年12月10日	軍需債券	1,000,000	軍費の埋め合わせ	川東税捐総局の収入から月2万8,000円を調達	0.8
1933年5月2日	印花煙酒庫券	5,000,000	軍費及び政務費の埋め合わせ	21軍の煙草・酒・印紙税収入から月14万円を調達	0.8
1933年7月15日	短期塩税庫券	5,000,000	軍費及び政務費の埋め合わせ	21軍の塩税正額部分から月11万円を調達	0.8
1933年3月31日	三期整理重慶金融庫券	2,500,000	軍費及び政務費の埋め合わせ	重慶万県税捐局の収入から月25万円	0.8
1933年11月15日	短期軍需庫券	3,000,000	対共産党戦軍費の調達	1934年田賦から300万円	1
1933年3月31日	三期塩税庫券	3,000,000	軍費調達	塩税正額部分から月33万6,000円	1.2
1933年8月31日	一期田賦公債	15,000,000	軍費調達	田賦から上期および下期にそれぞれ210万円	0.8
1934年1月	統稅庫券	3,000,000	軍費及び政務費調達	重慶万県税捐局収入から月210万円	1.2
1934年6月	四期塩税庫券	6,000,000	軍費調達	塩税正額部分から月35万円、元整理税から18万円、五通橋塩税から12万円	1.2
1934年6月	勳赤公債	10,000,000			
1934年6月	二期田賦公債	15,000,000			
	21軍発行分合計	81,200,000			
1935年7月	整理四川金融公債	120,000,000	四川省の長短期債務および公債庫券の整理	田賦収入から利息、塩税収入から元金	0.4
1935年7月	四川善後公債	70,000,000	四川対共産党戦の促進、建設、債務整理	中央の四川塩税から、1年日47万円、2年日以降月93万円の補助金を支出する	年6%
1935年8月1日	整理四川金融庫券	30,000,000	四川金融の整理、対共産党戦の進行	中央の四川統一税および印花税から月550,000元	0.5
1935年8月	清理四川省短期借款憑証	11,500,000	四川省政府の返済すべき1925年3月分以降の短期借款整理	四川禁煙（アヘン）収入	1
1935年4月1日	四川善後公債	15,000,000	四川対共産党戦の完成、建設事業の遂行	中央の四川塩税部分から月4万円、煙酒税から月4万円、省政府營業税から5万円の補助金を支出	年6%
1935年9月1日	第一次四川建設公債	30,000,000	四川交通建設および生産建設の遂行	四川省田賦収入	年6%
	四川省政府発行分合計	2,765,000,000			

出所：『四川經濟參考資料』C 160頁附表より筆者作成。

その一方で、劉湘政府はこれに前後して多額の公債を発行している。**【表1】**は、劉湘の影響下にあった国民革命軍第21軍政府および四川省政府が発行した公債・債券の一覧である。

21軍期の発行総額は8,120万元であり、月利率が0.8~1.2%と高額の設定になっていることから、軍政府の信用が低かったことが見て取れる。四川省政府期の発行総額は27億6,500万元である。償還担保にはより確かな中央政府正額部分があてられており、また中央政府の補助がついている場合には利率が年利6%とこれまでのものより概ね低く設定され、債券の信用が高まったことが明らかである。

さて、それではこれほど多額の債券を、いったい誰が引き受けたのであろうか。これまでは、多く出現した銀行が軍閥の圧力の下で否応なく引き受けさせられたとの見解が一般的であった。ただしそこには、劉湘政府が大量に発行する債券を、金融システムの中に組み込んでいくメカニズムが存在したものと考えられるのである。

(3) 重慶証券交易所の設置

劉湘政府がまず取り組んだのは、各種債券の流動性を高める方策であった。その一つとしてあげられるのは、重慶証券交易所の設置である。1932年、21軍財政庁長であった劉航琛が発起人となり、楊榮三(聚興誠銀行主任事務員)を理事長、康心如(四川美豊銀行総経理)を代理理事長として、重慶証券交易所が発足した⁴¹⁾。当初交易所では、上海方面向け為替である申匯の取引が盛んに行われたが、1934年の申匯高騰における価格操作の嫌疑から、1935年1月に閉鎖された⁴²⁾。その後、1935年9月、新たに重慶証券交易所が設立された。**【表2】**は、新重慶証券交易所の役員一覧である。これによれば、理事長に潘昌猷(重慶銀行総経理)が、常務理事には

41) 「重慶証券交易所概況」『四川月報』4-1, 1934年1月, 51~55頁。

42) 『四川經濟參考資料』D 55頁。

【表2】 重慶証券交易所役員一覧

役職	姓名	所属	本籍
理事長	潘昌猷	重慶銀行総経理	四川仁寿
常務理事	盧瀾康	安定銭荘経理	四川巴県
	康心之	重慶地方銀行協理	陝西城固
理事	呉受彤	川塩銀行董事長	四川巴県
	陳詩可	和成銭荘経理	四川巴県
	羅芝麟	益民銭荘	四川営山
	楊榮三	聚興誠銀行総経理	四川巴県
監察人	何北衡	川康銀行総経理	四川羅江
	張子黎	平民銀行経理	四川巴県
	何紹伯	信通銭荘経理	四川巴県

出所：「重慶証券交易所股份有限公司理事及監察人名冊（民国二十四年九月二日選出）」実業部商業司档案（台湾中央研究院近代史研究所档案館蔵），17-23-01-17-28-001。

盧瀾康（安定銭荘経理），康心之（重慶地方銀行経理）が就任している。この他の役員にも，銀行と銭荘の経営者がバランスよく配置されていることが見て取れる。

またその傾向は，重慶証券交易所加盟取引商の構成を見てもあきらかである（【表3】）。ここでは，債券の流動性が高めようとする劉湘政府の意図のもと，国家・省政府発行の債券や各種有価証券売買が盛んにおこなわれた。そしてその中には，近代的金融機関としての銀行のみならず，銭荘の影響力も少なからず存在したことがうかがえる。

（4） 銀銭業同業公会聯合公庫と新票拋交換所

1933年，銀行業同業公会と，前出の銭業公会が合同で「重慶銀銭業同業公会聯合公庫」を設立し，ここに手形の集中決済機構としての「票拋交換所」を設置した。1935年，銀銭業同業公会は廃止されるものの，銀銭業聯合票拋交換所はそのまま残され，営業を続けた⁴³⁾。そして1936年，

43) 『四川経済参考資料』D40頁。

【表3】重慶証券交易所取引商一覧

名称	所在地	種別	本店	名称	所在地	種別	本店
四川省銀行	陝西街	銀行	成都	謙康莊	陝西街	錢莊	重慶
和成錢莊	新街口	錢莊	重慶	和勝証券号	第一模範市場	証券	重慶
聚和	陝西街	錢莊	重慶	江海銀行	陝西街	銀行	重慶
重慶銀行	大十字口	銀行	重慶	益源莊	新街口	錢莊	重慶
永慶錢莊	一牌坊	錢莊	重慶	惠川	陝西街	錢莊	成都
慶余生	第一模範市場	錢莊	重慶	興記字号	第一模範市場	錢莊	重慶
聚興誠銀行	新豊街	銀行	重慶	益民	打銅街	錢莊	重慶
信通	曹家巷	錢莊	重慶	正大証券号	第一模範市場	証券	重慶
德記	九尺坎	錢莊	重慶	和盛錢莊	陝西街	錢莊	重慶
平民銀行	都郵街	銀行	重慶	和慶	打銅街	錢莊	重慶
同豊錢莊	打銅街	錢莊	重慶	源遠莊	陝西街	錢莊	重慶
勝利証券号	新街口美豊二楼	証券	重慶	益友義記	打銅街	錢莊	重慶
川塩銀行	新街口	銀行	重慶	鴻慶	打銅街	錢莊	重慶
和濟錢莊	陝西街	錢莊	重慶	泉豊	打銅街	錢莊	重慶
聚豊莊	陝西街	錢莊	自流井	志遠証券号	打銅街	証券	重慶
川康殖業銀行	打銅街	銀行	重慶	復興莊	陝西街	錢莊	重慶
義豊錢莊	上陝西街	錢莊	重慶	誠益莊	第一模範市場	錢莊	重慶
裕民	打銅街	典当	成都	同吉康	演舞厅二号	錢莊	重慶
四川商業銀行	打銅街	銀行	重慶	集記大亨	陝西街	錢莊	重慶
同心錢莊	第一模範市場	錢莊	重慶	勤德	陝西街	錢莊	重慶
成記	商業場	錢莊	重慶	和昌	棉花街	錢莊	重慶
四川美豊銀行	新街口	銀行	重慶	友康	陝西街	錢莊	重慶
仁裕莊	陝西街	錢莊	重慶	恰記	陝西街	錢莊	重慶
栄豊	第一模範市場	錢莊	重慶	和通	新街口	錢莊	重慶
建設銀行	陝西街	銀行	重慶	協和	陝西街	錢莊	重慶

出所：『四川経済参考資料』D41頁より筆者作成。

新たに票拋交換所が成立した。

これに加盟した銀行および錢莊は【表4】の通りである。新票拋交換所は、中国銀行から300万円の貸越枠を得ており、これを各加盟機関に割り

【表4】重慶票拋交換所取引商一覧

種別	名称	本店	種別	名称	本店	名称	本店	種別	名称	本店
銀行	四川省銀行	成都	錢莊	同生福錢莊	重慶	源遠莊	重慶	証券他	勝利証券号	重慶
	中国銀行	重慶		復興錢莊	重慶	益友義記	重慶		成記	重慶
	聚興誠銀行	重慶		和濟錢莊	重慶	鴻慶	重慶		和勝証券号	重慶
	四川美豊銀行	重慶		聚豊莊	自流井	泉豊	重慶		興記字号	重慶
	川康平民商業銀行	重慶		義豊錢莊	重慶	復興莊	重慶		正大証券号	重慶
	重慶銀行	重慶		裕民	成都	誠益莊	重慶		志遠証券号	重慶
	川塩銀行	重慶		同心錢莊	重慶	同吉康	重慶			
	金城銀行	重慶		仁裕莊	重慶	集記大亨	重慶			
	和濟銀行	重慶		栄豊	重慶	勤徳	重慶			
	川塩銀行	重慶		謙康莊	重慶	和昌	重慶			
	川康殖業銀行	重慶		益源莊	重慶	友康	重慶			
	四川商業銀行	重慶		恵川	成都	恰記	重慶			
	四川美豊銀行	重慶		益民	重慶	和通	重慶			
	建設銀行	重慶		和盛錢莊	重慶	協和	重慶			
	江海銀行	重慶		和慶	重慶					

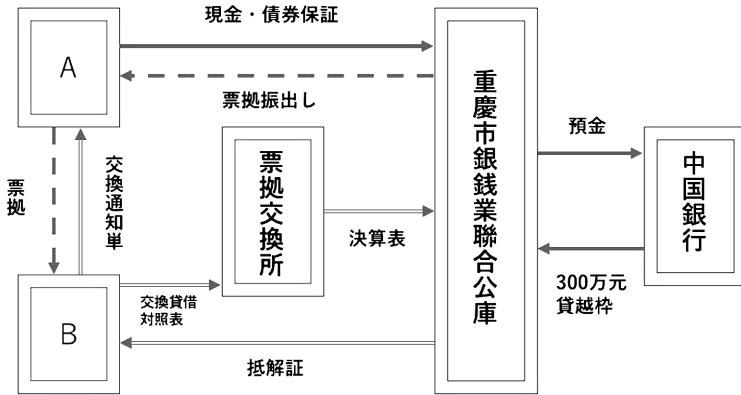
出所：『四川経済参考資料』D41頁より筆者作成。

振る（具体的には、銀行が25万円、錢莊が2万～5万円）ことになっていた。一方で、各機関は、現金保証5000元、信用保証には善後公債をあてることとされた⁴⁴⁾。各機関が中国銀行におさめる預金については、週3%の利息とされた。

この票拋交換所における手形決済取引を図示したものが【図2】である。例えば票拋交換所加盟金融機関Aが、同Bとの間での支払手形を決済する場合、まずAが銀錢業聯合公庫に納入している保証金・証券を担保として、票拋を振り出す。AはBに票拋を送付する。Bは票拋を受け取ると、Aに額面などを記載した交換通知単を送付する。Bは、金額や支払い銀行などを記入した交換貸借対照表を作成し、票拋交換所へ送付する。票拋交換所は、各加盟機関からの交換貸借対照表を集計して総決算表を作成し、重慶市銀錢業聯合公庫へ送付する。銀錢業聯合公庫は、AとBの間の手形取引の結果をそれぞれの振出残高の範囲内で精算し、Bに抵解証を送付する。こうしてAとBの間での手形取引は、現金の授受なしに完結されることになるのである。

44) 前掲『四川経済参考資料』D41頁。

【図2】 票抛交換所手形決済取引の概念



出所：「重慶金融調査 (一) 金融業之実務」(『四川経済月刊』第3巻第4・5期, 1935年5月, 45~46頁)をもとに筆者作成。

以上のような、票抛交換所における手形決済の仕組みは、前述の銭業公会における手形決済の仕組みを発展させて形成されたものとも考えられるが、以下の諸点において大きく異なるものであった。

まず、手形の振出に現金・債券による保証が設定され、また振出の額に上限が設けられている点である。銭業公会における手形決済は、銭荘による荘票振り出しに際して経営者の人的信用があてられており、上限額も設けられていなかったため、銭荘の取り付け・倒産が頻発する事態が生じた⁴⁵⁾。ここに現金保証および信用保証を導入したわけであるが、信用保証として、劉湘政府発行の債券が指定されている点が重要である。先に設立された証券交易所において流動性を高められた債券は、手形交換のような金融取引の引き当てとしての意義を併せ持つこととなった。こうして、劉湘政府の債券消化への意図はより実現性を持つことになったのである。

また、中央政府系銀行である中国銀行の貸越枠が、加盟各金融機関によ

45) 1920年代に50あった銭荘は、1930年代に至ると半減したという(前掲『重慶経済概況』32~33頁)。これについては、別稿にて扱うこととしたい。

る振出額の上限の根拠となっている点も注目される。票拠交換所における手形交換取引は、多くの場合商業金融を中心とするローカルな取引決済を想定したものであるが、ここに中国銀行の保証が加わることによって、重慶における信用取引がより広域的なものへと変化したことが、如実に表れていると考えることができるであろう。

おわりに

以上、本稿では重慶における伝統的金融機関と手形の集中決済機構をめぐむ状況について再検討した。1930年代までの重慶では、複雑な産業取引構造や通貨制度が展開していたが、その中で独自の経済制度が確立されていた。同時期に台頭した軍事勢力は、中央の資本や制度を取り込むことで、自らの勢力基盤拡大を図ろうとした。公債の消化に端を発するこうした活動は、やがて地方独自の経済制度を塗り替えていくことになるが、そこには銭荘のような伝統的金融機関の影響が少なからず見受けられたのである。

他方、本稿では手形取引の概念を主要な考察対象としたため、これらが市場でどのように使用されていたか、その具体的な状況については十分に検討できなかった。また、重慶ではこの直後の1938年、日本の侵略に対抗する国民政府の戦時首都に指定され、大きな転換を迫られることとなるが、その中で、本稿で見たような経済制度はさらにどのような展開を見せたのかも重要な問題である。あわせて今後の課題としたい。